

一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事における一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札を除く。）に関する、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通常一般競争入札

入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する一般競争入札をいう。

(2) 一般競争入札（事後審査型）

入札後において競争参加資格の確認を行い、落札決定する一般競争入札をいう。

(入札方式)

第3条 一般競争入札により実施する工事は、予定価格に応じて、次の入札方式により実施するものとする。

(1) 予定価格が2億円以上の工事は、通常一般競争入札により実施する。

(2) 予定価格が2億円未満の工事は、一般競争入札（事後審査型）により実施する。

2 前項の規定にかかわらず、2億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合及び特定建設工事共同企業体による工事の場合は、通常型一般競争入札により実施する。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号の該当するものとする。

- (1) 富士川町における建設工事の競争入札参加資格申請書を提出し登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者、かつ、同条第2項の規定に基づき富士川町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 特定建設工事共同企業体による場合は、富士川町共同企業体取扱要綱（平成24年富士川町告示第40号）に定める共同企業体であること。
- (5) 公告の日の6月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成

- 11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に富士川町建設工事等入札参加資格申請書を提出し再度登録された者であること。
- (8) 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成19年4月1日)又は富士川町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成22年3月8日施行。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 公告の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点検査項目の法令遵守における1~4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は、この限りでない。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- 2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 入札参加有資格者名簿における格付等級
 - (2) 本店又は営業所の所在地に関すること
 - (3) 対象工事と同種又は類似の企業の工事実績に関すること
 - (4) 対象工事に配置する技術者の資格及び実績に関すること
 - (5) 経営事項審査の総合評定値又は入札参加有資格者名簿における総合数値
 - (6) その他必要な事項

(公告内容等の決定)

第5条 契約担当者は、富士川町建設工事等請負業者審査選考委員会において、前条に定める入札参加資格のほか公告の内容等を決定する。

(入札の公告)

第6条 入札の公告は、富士川町公告式条例(平成22年富士川町条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場及び町ホームページに掲載するものとする。

(設計図書等)

第7条 入札に参加するために必要な設計図書は、公告の日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までに町ホームページに掲載する。

- 2 入札参加希望者からの質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から入札執行日の5日前まで、質問状において受け付けるものとする。
- 3 質問に対する回答は、原則として質問書の提出日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日までの間において閲覧に供する。

(現場説明会)

第8条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。

(入札参加申請)

第9条 入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書及びその他必要な資料を公告で指定する期限までに富士川町役場管財課までに提出しなければならない。

2 前項の受付期間は、原則として入札公告の掲載を開始した日の翌日から起算して5日目の日から5日間とする。

(入札参加資格の確認)

第10条 契約担当者は、入札に参加しようとする者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 入札参加資格の確認の結果を書面により申請者あて通知する。
- 3 一般競争入札（事後審査型）による場合、前項の通知は行わず、入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者で最低の価格で入札した者から順に3番目のものまで行うものとする。ただし、総合評価落札方式による場合は、全ての入札参加業者について確認する。
- 4 入札参加資格がないと認めた者に対しては、第2項の通知にその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

(苦情申立て)

第11条 入札参加資格が無いと認められた者は、公共工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きに関する要領により、契約担当者に対して入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 入札参加者は、工事費内訳書を作成したうえで、これを入札書に添付しなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は、富士川町財務規則（平成22年富士川町規則第38号。以下この条において「財務規則」という。）第159条によるものとし、財務規則第160条に該当するものはこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第161条に基づき納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合の契約保証金は、これを免除するものとする。

(入札の無効)

第14条 公告に掲げた入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札手続きにおいて必要とされた書類に重大な不備があると認められた者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 2 契約担当者から入札参加資格のあることを通知された者の行った入札も、当該通知から入札までの間に公告に掲げた入札資格の要件を満たさなくなった場合は、前項と同様とする。

(契約の確定)

第15条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

- 2 落札者と決定された者が落札決定から契約締結までの間に対象工事の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、当該契約を締結しない。又、この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第16条 富士川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例(平成22年富士川町条例第56号)の規定により議会の議決が必要な契約については、請負仮契約を締結し、議会の議決が得られたときは、本契約を結ぶとともに、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 仮契約の相手方(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が仮契約期間中に対象工事の入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、町は損害賠償については、前条第2項後段と同様とする。

(談合等の不正行為に対する賠償金)

第17条 入札に参加しようとする者は、談合等の不正行為をしてはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、町財務規則に基づき、契約を解除するとともに、契約者は談合に対する賠償金として契約金額の100分の20に相当する額(損害額が契約金額の100分の20を超える場合は、当額損害額)を支払わなければならない。

(その他の事項)

第18条 一般競争入札により契約する工事について、後日、当該一般競争入札により契約する工事と直接関連する他の工事に係る請負契約を当該一般競争入札の請負契約の相手型と随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告において明らかにしておくものとする。

- 2 見積期間については、建設業法施行令(昭和31年政令273号)第6条第1項第3号の規定に留意するものとし、この場合の当該期間には、富士川町の休日を定める条例(平成22年富士川町条例第2号)第1条に定める町の休日を原則として含めないものとする。

- 3 特定建設工事共同企業体が施工する工事であって、入札参加資格申請後に代表構成員以外の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたときは、当該特定建設工事共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充したうえで新たに特定建設工事共同企業体を結成し、競争参加資格の確認申請を行うことができるものとする。この場合において、その旨を公告において明らかにするものとする。

(補則)

第19条 総合評価落札方式による工事については、この要領に定めるほか富士川町建設工事総合評価実施要領(平成23年12月1日施行)の定めるところによる。

2 この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 16 日から施行する。